

商品の安全性の問題についての一覧書

守 屋 晴 雄

目 次

はじめに

§1 安全性の概念

1. 安全性の概念
2. 安全性の特質

§2 商品の安全性の問題

1. 商品の安全性の問題
2. 商品の有用性概念の発展と商品の安全性の問題
3. 商品の安全性の問題の基本的要因
4. 商品の安全性の問題の多様性
5. 商品の安全性の問題への対応

おわりに

はじめに

商品の安全性は安全を商品の性格としてみたときの言葉、換言すれば、商品を安全という性格においてとらえたときの言葉である。また、安全性の問題は、ものごとが安全性に関してあるべき状況と乖離しているとき、発生する。この意味で、安全性なる概念は、当為的、規範的、価値的概念であるといえる。商品の安全性の問題が連日のように新聞、テレビなどのマスコミに具体的に取り上げられている。2005年4月25日発生のJR西日本福知山線の脱線事故についての報道は商品の安全性の問題の代表的一例であるし、昨今におけるアスベスト禍の連日の報道も同様である。このことは商品の安全性の問題が一過的なものではないこと、そのような問題への消費者など関連する人々の関心が大きいことを示している。(本稿では消費者というとき、主に消費生活者を念頭に置いている。また、

消費者の使用者という側面から使用者という表現も多用する。)商品の安全性の問題は、人々にとって単なる世の中の第三者的な動きではなく、その程度はともかく人々自身に影響する可能性、また別のところで同型のまたは類似の問題が発生する可能性を持つ動きであることも多い。マスコミに取り上げられなくとも日常的にこの問題は、多くのところで発生している。また、表面的には商品の安全性の問題ではなくとも、商品の安全性の問題に行き当たらないしそれに少なからず関連するような問題も多い。本稿ではこのような問題も商品の安全性の問題に包摂する。

本稿では、その発生の機序、内容、さらには空間的・時間的広がりや深刻さの程度など種々の意味で多岐に渡る商品の安全性の問題への筆者なりの鳥瞰・整理をする。まず、§1では安全性の概念と特質について考察する。商品の安全性の問題について考察する§2では、上記の目次のように議論を展開する。商品の安全性の問題一般は存在しないが、筆者はその問題を極力特質において把握したいと考える。本稿は、特定の商品、特定の種類の商品の安全性の問題について具体的な実証や提言をするものではなく、商品の安全性に関する個々の具体的問題を考えるときに共通して確認しておくべき考え方のスキームの一例を筆者なりに示すものである。

以下では、商品の安全性を問題性においてとらえるが、消費者の生活における安全への商品の貢献を決して軽視しているわけではない。この貢献の大きさが構造的にかつ強くかつ広範に指摘されるからこそ商品の安全性の問題が問題

としてなおさら看過できないのである。

§1 安全性の概念

1. 安全性の概念

本節では必ずしも商品にとらわれず安全性について考える。議論において商品に触れないということではないが、本節では安全性一般について考えることを主眼とするのである。

安全の概念の意味は、『広辞苑』(第五版)¹⁾によると、「①安らかで危険のないこと。②物事が損傷したり、危害を受けたりするおそれのないこと。」とあり、安全概念は、危険のない、損傷や危害のおそれのない、といった否定概念という側面を持つことがわかる。①は人間にとっての、②は人間ではない物事にとっての状況をそれぞれ示す、と筆者には解釈できる。また、どのような内実の安全かは明示されていないが、②の語法はあるにしても危険や危害については人間の生命上、身体上のものをまず考えるのが自然であろう。安全なる用語の付く成語である安全かみそり、安全ピンにおいては、使用時においてそれぞれ使用者の皮膚ないし指を傷つけるおそれのない、の「ない」が否定の内容である。かみそりはややもすると刃物ゆえ使用者にとっての安全性を損傷するという性質を持つこと(実際にはそのおそれがないわけではない)が安全かみそりの「安全」という(安全性を強調する)表現に含意されている。なお、②は物事が擬人的に安全性を享受する主体となっているが、その問題は人間主体の①につながるがしばしばであることに注意したい。たとえば、愛用の宝石が宝石箱から盗まれるおそれがあることは②に属する(宝石が安全ではない)が、それは愛用者にとっての①の状況(愛用者が安らかでない)の要因となる。また、安全でないことは、上掲の辞書における説明のように主体の置かれた状況であって、必ずしも具体的な損傷や危害を受けることではないこと

に注意しておく。危害そのものとそれを受けるおそれとは別の概念である。

安全の「安」の字は、「家」と「女」より成る会意字であり、女性が家の中にいるのは(女性にとって)安全であることをそもそもは意味する²⁾。ここでは弱い存在としてとらえられている女性が(家の中で)安全に暮らすことを望ましいこととしているのであろう。

ここで安全という用語は古くからのものであることを指摘しておく。たとえば『平家物語』(13世紀に原本が成立したとされる)に「入道の悪心を和げて天下の安全を得しめ給へ」というくだりがある³⁾。この場合の安全は「あんせん」と読む。

かみそりによる皮膚への損傷は、ありうることであって、かつ、使用者にとって困惑すること、したがって回避したいことである。安全でないことを、使用者にとってそのようなことと抽象してとらえるとき、人間の生命上、身体上のことではないお金の運用の安全性のような表現が成り立つ。本来的には当該商品の現物価格の変動による事業者の経済的リスクのヘッジを意図したものである先物取引は、その事業者にとっての安全性を指向している。経済的リスクによる起こりうべき損失は、事業者にとって困惑することである。本稿では、筆者は、安全を自然には生命上、身体上のこととして意識するが、このように安全概念を広く取ることにする。

安全は、経済的ヘッジのように危険の発生による被害を回避しようとすることを含意することが多いように思われる。「(今は雨が降っていないが)降りそうなので、傘を持って行くのが安全だ」というとき、傘によって雨に濡れる被害を回避しようとすることを含意する。傘の携行によって“危険の発生(降雨)→雨に濡れる被害(不快;場合によっては風邪の原因)”が成立しないようにする。パソコンに保存した電

1) 新村出編『広辞苑』, 岩波書店, 1998年, 106ページ。

2) 田村昌三編『安全の百科辞典』, 丸善, 2-3ページ(小松原明哲氏執筆分)。

3) 中村幸彦, 岡見正雄, 阪倉篤義編『角川古語大辞典』(第一巻), 1982年, 187ページ。

子的な文書情報を紙への印刷（プリントアウト）でバックアップすると安全であるというときも同様である。バックアップによって電子的記録の消失という危険の発生による被害の発生を防ぐのである。ここでの被害は情報内容が完全に消失することである。パソコンで作成した文書をファイル閉鎖時に保存するかどうかを問うパソコン上のメッセージは、望まない消失を回避するという安全性を指向している。ブランドものの安全性というとき、ブランドものでは、最低の品質は保証される（いわゆる選択の間違いがない）であろう、という買い手側の認識が根底にしばしば存在する。買い手は非ブランドもののありうべき低品質による被害をブランドものの選択によって回避しようとする。

以上の例には、当事者にとり負荷であるコスト（コストは金銭出費に限らない）がかかるけれど保険的に安全である、という含みがあることに注意する。傘の例では、激しい降雨下に外出するとき傘を差してもその行為は安全という概念では通常は把握されない。今も降っていないし、今後も降らないことの（必ずしも小さくない）可能性（傘を必要としない可能性）の存在が、ここでいう「保険的に」の含意である。安全にはコストがかかることが含意されていることをことわざを通して説明する。「転ばぬ先の杖」、「かわいい子には旅をさせよ」なることわざにおいては、杖、旅がコストである。念のためコストをかけることによって困惑する事態が起こらない、また、起こっても何とか大事に至らず対処できるようにする——このことも困惑する事態が起こらないことに属するが——といった意味合いがこれらのことわざにはある。前者のことわざは、転びそうになることはないかもしれないが、その場合杖を使うと転倒を避けられることを含意している。後者のことわざは、旅によって異国の地でのつらい経験というコストが子にあるかもしれないが、今後の子の長い人生においてその経験は必ずや大いに役立つであろう、という（親に対する）世間一般の当為的な一認識を示している。当事者にとって

コストはできれば避けたいという性向の存在がこれらのことわざの存在意義の背景にある。かわいい子にはつらい旅をできればさせたくないというのが、多くの親の自然の人情であろう。（蛇足であるが、ここでの旅はいわゆるレジャーとしてのそれではない⁴⁾。）

2. 安全性の特質

前項で安全性の特質にすでに言及しているが、項を改めてそれについて考える。

安全性の特質として安全性の問題の普遍性を指摘したい。それは、安全性の問題は生活上、生産上などにおいてどの局面でも起こりうる影のようなものであるということである。明かりがないと影が見られない（認識できない）し、明るすぎても影が見られないように、影は、人間には‘見えない影’であることも多い。安全性の問題という影の具体的内容はきわめて多様であるし、また、その中で人間の予知能力を超えたものも多い。安全性には、相対的に、関係者の意識に上る安全性、上らない安全性双方があり、見えない影は、後者の場合に属する。

安全性の問題という影は何の影か、について考える。より便利な社会、より豊かな社会の追求とともに生活、生産の局面の数が増大していることは、この便利な、豊かな社会の享受という光に基づく影の可能性を増大させることに通じる。便利な社会の影は、より直接的には有用物の使用による便利さの享受という光に付随して生じる。地震による地面の大きな揺れによる生活上の安全性の問題は見える影である。やや牽強付会な議論になるが、地震による安全性の問題という影は、大きな地震はめったには起こらないという前提の下での人工物による生活の享受という光によるものという側面を持つと考えることができる。個人レベル、社会レベルで

4) 「比較的最近に至るまで旅とは、人間にとって一種の冒険であり、苦痛であり、苦難なものであった。特に旅は死に準ずるほどの重大事であった。」（山上徹『観光の京都論』、学文社、2002年、21ページ）。本稿での旅はこの意味での旅である。

安全性の問題は具体的には特殊に生じるが、その存在の可能性は、個人全体、社会全体を覆っているとしてよい。

安全性の問題の特質としての普遍性の議論を次のように補強する。

安全性を追求すること自体にも、實際上、安全性の問題が潜んでいることがあることを指摘する。衣食住に着目する。女性を守るべきものとしての家の説明は、衣食住の住のための住居（家）が住人の安全な生活を追求するためのものであることを示している。しかし、時間の経過とともに、住居そのものの劣化による場合の他に、住人の状況の変化などによって住居の安全性の問題が生じる可能性がある。老後の安全、安心のための家のバリアフリー化のためのリフォームはこの安全追求という視点でとらえられる側面が強くある。安全追求のための住居が、住人の高齢化とともに安全性の問題をかつてより多分に持つようになる。衣食住の食においては、変質を起こさないなど安全な保存のための合成保存料なる食品添加物は、腐敗など保存対象の変質を防ぐことによって摂取者の安全性を直接的に指向するものであるが、摂取の日常的積み重ねによるその人体への悪影響の可能性が懸念される。このことは食品添加物の使用が使用できるものを厚生労働大臣が指定する指定制になっているゆえんである。指定の必要条件の1つとして安全性が実証または確認されることとなっている。衣食住の衣は、外界に皮膚が直接触れることによる危害の発生を防ぐという本来的に着用者にとっての安全を指向する側面を持つ。しかし、着用者の体質によっては衣服が着用者のアレルギー症状の要因となることがあるし、また、てんぷらなどの料理時に料理人の衣服にガスコンロの火が引火することによる事故もある。衣服自体は、そもそも身体保護という安全追求という側面を持つのであるが、このようにそれが危害に関与することもある。抗菌による着用者の安全性を指向する抗菌靴下については抗菌機能が発現しない菌の生成が考えられる。

上記の議論を抽象すると、出発としての安全性、目的としての安全性といった連鎖的理解が可能である。住居で説明すると、住人の安全な生活の基盤として住居が意義付けられる（出発としての安全性）が、住人の高齢化など状況によってはそれは住人にとっての生命、身体上の安全性を脅かす一因を構成するものになりかねない。そのような場合、（バリアフリー化などを通して）住居のリフォームをするという発想は、目的としての安全性としてとらえられる。そして、出発としての安全性の追求の中に別の安全性の問題が潜んでいる可能性が指摘されるのである。

ここで次のことに注意したい⁵⁾。あることがらについて安全性は実現したと錯覚する、さらにはその安全性実現の認識は錯覚ではないかという疑問の意識すら当事者を含む関係者にはなくなるときから安全性の問題が発生し、または、それがさらに深刻な方向に問題化するという見方である。このとき、存在しているかもしれない安全性の問題に関する気づきが生じない、ないし、弱くなるのであることが十分考えられる。危機感がなくなると安全性の問題の回避に向けての緊張感ある努力を関係者はしなくなるであろう。

本節で述べた安全性の特質は、生活上、生産上普遍的に潜んでいるとしてよい安全性の問題の完全な解決を試みるとき、本質的なかつ構造的な難しさが厳然として存在することを示している。本節は、説明において商品（厳密には商品という社会的形態を経た有用物）をしばしば引き合いに出したが、（商品にとらわれない）安全性の考察が主眼であったことを改めて確認しておく。

§2 商品の安全性の問題

1. 商品の安全性の問題

安全性は商品の安全性に限らない適用性のき

5) 以下の視点について次の文献がある。村上陽一郎『安全と安心の科学』、集英社、2005年、168-170ページ。

わめて広い範囲の概念であるが、本節では商品の安全性の問題を主眼に考える。商品の安全性なる概念は、その問題の多発などを背景にして、社会的に定着している概念としてよい、と筆者は考える。

商品の安全性の問題に関する議論は、大きく分けて、①（起こりうる問題を含めて）問題を正確に把握して、②問題をいかに発生させないか、③問題が発生したとき、いかに対応するか、となる。

この項では、商品の安全性の問題の範囲を考える一環として「商品の安全性」における「商品の」なる表現の合理性について考える。

まず、「商品の安全性」と「人間の安全性」なる2つの表現における「の」なる限定助詞の（通常の使用における）意味合いが違うことに注意する。前者は、商品を人間にとっての安全性に問題性を持つ（悪い）関わりをするという問題性においてみている。後者は、人間にとっての安全性という意味合いであって、そこでは人間が安全性という便益を享受する主体としてとらえられている。ペットショップで買う商品としてのペットの安全性はペットにとっての安全性という認識も確かに成り立つが、商品の安全性の場合、通常は上記の「の」の意味合いであろう。人間にとっての商品の安全性を考察する本稿は以上のような「の」のとらえ方をする。商品の（その安全性上の）悪い関わりは（本節の2.で述べる）負の有用性の一環としてとらえられる。

そこで以下では消費者にとっての商品の安全性の問題を主に考える。

商品は売り手にとって販売の対象であり、かつ、買い手にとり何らかの有用性の担体（有用物）として期待されるものである。販売過程に置かれたものである商品は、販売が売り手によって意図されたものまたは買い手のお金との交換を伴う販売行為時のものである。販売後の商品——すでに商品ではない——の安全性において、商品の安全性なる表現の合理性（ここでは「商品の」なる表現の合理性）を考える。販

売時の商品の有用物としての本質が購買後も維持されると認識してよいとき、販売後も商品の安全性の問題の考察範囲に含めることができよう。食品の腐敗を例にしてこのことを説明する。販売後の食品が商品の表示によって示される食品の品質保持期限の前に通常の保存方法の下に腐敗したら、それは（食品という）商品の安全性の問題としてよい。品質保持期限のはるか後での腐敗は、食品の腐敗ではあるかもしれないが、「商品の」腐敗ではないとするのである。この場合の腐敗は商品の安全性の問題からはかなり遠ざかる。

ここで関与度という概念に着目する。ある現象に対するあることがらの原因性、責任性、貢献性が強いとき、そのことがらの現象への関与度は大きい、とする。自動車なる商品の安全性の問題というとき、自動車という商品の安全性の問題に対する自動車の関与度の問題を含む。リコールの対象となるような欠陥車の場合ではその問題への（自動車という）商品の関与度は当然大きい。販売後も適切な修理をしない限り欠陥性は解消されないので、販売後であっても「商品の」という表現は合理的である。正常な車に比べ、想定される使用に属する通常の運転時に事故を起こす確率が高い欠陥車による消費者の被害は、生産者の製造物責任の問題になる可能性を有する。しかし、真夏に駐車場の車内に乳児を置いたまま親が長時間別の場所で遊興に興じ、乳児が熱中症で死亡する事件では、自動車の関与度は低い（親の不注意の関与度がきわめて高い）。関与度が低いと、商品と安全性の問題との関連性が薄くなる。

商品の安全性に悪い影響を及ぼすとき、販売前のことがらも商品の安全性の問題の中に含めることができる。また、その生産のための労働が商品に化体していると見ることによって、商品生産過程における労働災害も商品の安全性に無縁ではないという見方が成り立つ。この労働災害は労働者の安全性の問題として通常とらえられるが、商品の安全性の問題としての把握も理論としては可能である。フードシステムとい

う食品への見方によるトレーサビリティ⁶⁾の考え方は食品の販売前全体を商品の安全性の問題の考察範囲に含めることに基づく考え方の一例である。

さらに、「商品の」と表現することの合理性について市の公園の遊具による幼児の事故⁷⁾を題材にして考えて見る。遊具メーカーから公園を管轄する市への販売・引渡し時から遊具の安全性に問題があったとする。幼児（ないしその保護者）は、遊具の使用を一要素とする公園サービスを商品として当該市から得ているわけではないが、公園の遊具は、市に売られた遊具という商品の有用物としての本質が維持されているので、商品の安全性の問題から外れないと見るのが合理的であろう。もちろん問題の内容によっては市の公園へのまた遊具への管理責任の問題も十分考えられる。東京六本木のビルでの回転ドアによる子どもの死亡の事故も同じ呼吸で商品の安全性の問題としてとらえることができる。

すでに§1の1.で述べたことであるが、本稿の末尾に次のことを付記しておく。それは、商品の安全性の問題が存在することと消費者などの被害となってその問題が具体的に発現すること（もちろんこれも商品の安全性の問題のきわめて重要な部分を構成する）とは、因果関係など関連は考えられるにしても、別のことである。（欠陥車を展示する博物館の中にはなく）販売過程にある欠陥車自体も商品の安全性の問題を十分構成するのである。

2. 商品の有用性概念の発展と商品の安全性の問題

ここで商品の有用性なる概念の発展の中で商品の安全性の問題を位置付けておきたい。有用性は役に立つという性質である。本稿では消費者が使用する消費財（最終消費財）を主に想定している。買い手が商品を買う理由は、商品がお金の支払いを了解するほどの（買い手にとっての）有用性の担体（有用物）であると認識されることに求められる。消費者は、上記の公園サービスのように有用性の担体を商品の形態で入手するとは限らないが、商品は有用性の担体であると買い手に期待されるものであるので、商品の安全性の問題の考察にとって商品の有用性の視点でとらえることが不可欠である。現代では消費者は購入商品の使用によって生活の多くの部分を営んでいる。

消費財商品において、まず使用上の有用性概念との関連でそれをとらえることが基本的であることを確認した上で、以下、商品の安全性の問題を商品の有用性概念の発展的理解の中でとらえる⁸⁾。商品はそれ自身としては一定の定在であるので、使用者にとり役に立つ性質だけの担体とは限らない。この反対に悪い作用をするという負の有用性なる概念を導入する。ここで作用するとは、因果性、責任性、貢献性の強い作用の他、何らかの意味で薄くかわるといった場合を含む。商品の安全性の問題は、商品の負の有用性の問題に包摂される。負の有用性の担体も有用性を考えるときと同じ商品である。発展的理解において、次に、だれにとっての有用性、負の有用性か、の視点を導入する。この意味で使用者以外（ここでは社会と表現しておく；使用者を含むこともあるが、使用者のみということはない）に考える主体を発展させるのである。地球環境問題は、その底流に安全性の問題の観念（地球環境が破壊されると人類の安全性が脅かされる）が強固に存在するので、商品が大きく地球環境問題にかかわっていること

6) トレーサビリティについて次の文献がある。新山陽子「食品のトレーサビリティ確立の意義と要件と課題」『農業と経済』第69巻第8号、2003年。

7) 上野光代「楽しく安全に遊ぼう！ 屋外遊具の事故を防ぐために」『月刊 消費者』2004年7月号、40-41ページ。この文献で、国土交通省の『都市公園における遊具の安全確保に関する指針』（2002年）で、危険性を、「リスク」（子供の判断可能な危険・事故の回避能力を育む危険）、「ハザード」（子供が判断不可能な危険・事故につながる危険）に区別して考えることが提唱されていることが紹介されている。

8) 有用性概念の発展については、守屋晴雄『ナフサ体系の商品学』、森山書店、1997年、5-6ページ。

を考えると、商品の安全性の問題の中でとらえることもできることが多い。使用者による使用が非使用者にとっての負の有用性に結びつく、という機序が指摘される。実際、使用者とともに非使用者にとっての安全性への影響も大きい使用の例が指摘される。労働中のアスベスト吸引による内皮腫の罹患者が家族に同病の罹患をもたらすことは、その一例である。家族における非喫煙者の間接喫煙もその例である。この2つの例は使用者にとっての負の有用性を構成するが、そうではない（ないしその側面が薄い）場合も多い。携帯電話（心臓ペースメーカー使用者）、自動車（騒音、排気ガスを被る沿道住民）、フロン（オゾン層破壊によって紫外線を多く浴びる者）による社会にとっての負の有用性は、そうではない場合の数例である。（ここでカッコ内が非使用者である社会である。）フロン問題、地球温暖化問題なる国際レベルの問題も社会にとっての負の有用性の例として挙げられるように影響の広がりや規模には大小がある。だれにとっての安全性の問題かにおけるだれについては、究極的、理想的には商品の安全性は、理念的には人間大きくいえば人類にとっての安全性であり、人類の共生の概念もこのことと大きくかかわる。ただ、すべての生物にとっての安全性を考慮することを指向するディープエコロジーの考え方は、現実的ではないであろう。

以上、2つの意味での商品の有用性概念の発展を示した。すなわち、負の有用性と社会にとっての有用性への概念の発展である。商品の安全性の問題は、（使用者にとっての有用性を前提、基本とした上での）使用者にとっての負の有用性の問題、社会にとっての負の有用性の問題の中に位置づけられる。

3. 商品の安全性の問題の基本的要因

本項では商品の安全性の問題の基本的要因としてその問題を取り巻く状況の一端をやや原理的に考えてみる。以下の議論を次項以下につなげたい。

現代における商品の消費における直接性とそれを支える生産の迂回性の進展にまず着目して、商品の安全性の問題を議論する。一見矛盾した表現であるこの2つの性質（直接性と迂回性）は、同じことがらを異なる視角から把握していることによるものである。ここで直接性は消費者が商品の購買、使用によって直接的に生活上のニーズを満たすことを指し、消費者における一種の経済の外部化の進展の中に位置づけられる⁹⁾。食の分野では、加工食品の日常化や中食（なかしょく）の進展に見られるように、消費者は、市場で購入した素材から家の台所で料理をすることがかつてよりかなり少なくなった。業者による消費者の毎日の食事の宅配も珍しくなくなってきている。また、常に消費者の手近にある携帯電話の直接性は、たとえば、従来の固定式電話と比べたとき電話の場まで使用者が行くことが不要であることなどを内容とする。このような直接性の進展のために加工食品メーカーは少なくとも食品素材から加工食品までの間の工程を担当しなければならない。電子レンジ用加工食品の使用のためには、家電メーカーによる電子レンジの供給が必要である。携帯電話ではその使用を可能にする通信ネットワークというインフラストラクチャーの存在が必要である。これらのことが消費者までの生産の迂回性の内容の一例である。女性の社会進出の進展などを要因とする簡便性ニーズは構造的であり、企業は企業間競争を背景にしてこのような消費者の簡便性ニーズにこたえようとする。

（消費者における）直接性の進展、それを支える（供給者における）迂回性の進展は、生産者、流通業者、消費者など主体間の相互依存を本質とする相互信頼への依存度を大きくする方向に働く。この迂回性の進展は、単純に考えれば、主体に着目した場合の取引の数を増加させる。市場が円滑に機能するための基本的条件である相互信頼（企業対企業、企業対消費者）が

9) 次の文献を参考にした。梅澤直樹、柴田周二、二階堂達郎編『くらしの経済学』、ナカニシヤ出版、1996年、9-10ページ（二階堂氏執筆分）。

毀損されると問題が波及、深刻化する場合が多い。信頼の中に、商品の安全性に関する消費者の企業への、また、企業から企業への信頼が挙げられる。消費者にとっては、安全性の問題を持つ商品は生産、販売しないであろうという供給側への暗黙の信頼である。このことは、金融システムにおける信用創造になぞらえれば、安全システムにおける信用創造を構成するともいえよう。インターネットによって消費者が（場合によっては外国から輸入代理業者を通して）購入するやせ薬の安全性の問題¹⁰⁾（やせ薬の服用による身体被害）は、病院や薬局を通さないという直接性と服用者の薬、その供給業者への信頼と大きくかかわっている。このとき、消費者が入手、服用するまでの安全性の有効なチェックのための仕組みがないがしろにされかねない。安全性の問題の存在自体を含め安全性の問題を発生させないための服用量の制限などの情報が使用者に十分伝わらない可能性が大きい。

次に消費者のニーズに対する商品の個別対応性¹¹⁾の限界に着目する。この限界は上記の直接性の限界につながる面を持つ。

消費者の生活のためのものは標準的なものでよい場合とそうでない場合がある。いわゆる‘加減’を必要とする生活場面においては（そうでないばあいより）個別対応をより必要とするであろう。また、消費者は使用能力、使用状況などによってまちまちである。商品選択知識や商品使用知識が不足する消費者への供給側の個別対応の必要性はそうでない消費者に比べ大きいであろう。また、新しい商品の陸続とした出現は、これらの知識を十分持たない消費者を増加させる方向に構造的に働くであろう。

商品の持つ消費者のニーズへの個別対応性は、

ある面では進展し、ある面では抑制される。進展については、「いつでもどこでも」という携帯電話を想起すればよい。スーパーの店頭に並ぶ加工食品もかつてより多彩であり、たとえば、高血圧者のための減塩ものに加えて、糖尿病患者など病人用の特別な仕立ての加工食品の発売がみられる。

以下、企業と商品の安全性の問題とのかかわりの中で個別対応の限界を考える。まず、企業の立場から個別対応性の進展には構造的な限界があることを指摘する。その限界の存在の要因について考える。ある程度以上の需要量がないと企業は存続できないので、個別対応性には大きな限界がある。迂回性を支えるための設備投資コスト（維持コストを含む）が高額化すると、その設備による商品の損益分岐点が高くなる。生産が損益分岐点を下回らないことは規模の利益の享受のための必要条件である。量産の指向によるこの個別対応性の限界が、安全のための個別対応がないがしろにされることを通して商品の安全性の問題につながりかねない。心臓にペースメーカーを使用する者の近くでは自動的に電源が切れる携帯電話は、仮に技術的に製造が可能であったとしても、法律に基づく強制的措置を規制当局がしない限り、商品として出現しないであろう。そのような携帯電話は、使用者にとっての有用性をかなり損なうであろうからである。生産の迂回性、生活局面の増大によって商品の安全性の問題が生じる局面が増える。また、大量生産体制は問題の発生規模を広げる面を持つ。パンの例では、近所の消費者のみに売るために製造するパンショップと広域に売るパンメーカーとではパンへの保存料使用への誘引の大きさにおいてかなり異なろう。考えられる問題発生の規模も異なろう。全国展開の鶏卵生産者では、市場は広く、かつ、物流の発達によって消費者に日を経ずして到達することを考えると、安全性の問題を持つ鶏卵という商品の影響の規模は大きくなる可能性がある。食中毒の大量発生は、対象食品の大量生産が背景にある。「量的確保から質の下落へ」という問

10) 『日本経済新聞』2005年5月27日付け、同年9月2日付け。

11) 守屋晴雄「『消費者問題と商品』についての一考察」『同志社商学』第54巻第5・6号、2003年、166-167ページ。ただし、そこでは個別対応ではなく対応という表現をしている。

題の移転における質の下落の中に安全性の問題がある、という性向が指摘される。商品経済社会という社会の仕組みが商品の安全性の問題の構造的性格を高めている面を指摘できる。

売り手にとっての製品差別化としての商品の安全性、訴求する商品コンセプトとしての商品の安全性といった側面に着目する。「保存料使用なし」は、消費者へのアピールとしての安全性の側面を持つ。食品企業の HACCP 活動¹²⁾にも企業イメージを高めるアピールとしての面があることは否めまい。このことは、消費者の安全性指向の根強さに加えて安全性がないがしろにされているという（社会における）問題の存在を暗示している。安全訴求ビジネスでは、「安全でない」の否定を通しての安全性の訴求を前面に出している。本当はさほど必要ではないにもかかわらず地震への対応のための住居のリフォームの絶対的な必要性を高齢者に主張して法外に高額なリフォーム契約を結ばせる問題商法は消費者の安全性への強い指向を利用したものである。

遊園地のジェットコースターやお化け屋敷や迷路などスリルを消費者に売っている商品（サービス）におけるスリルは商品の安全性を前提とするという仕組みの中にあることを消費者は暗黙のうちに認識している。これらの商品は、スリルを通して安全性を際立たせるという意味で、安全性を売っているといってもよい。アフリカのサファリパークで動物にかまれたことが発端で日本人旅行者が死亡した2005年の事故では、動物に隣り合うスリルが単なるスリルにとどまらなかった。スリルを売る経営者が安全への配慮を怠ったとき、スリルが（それにとどまらず）商品の安全性の問題に発展する可能性が増加しよう。企業は、安全配慮のためのコストが単なるコスト要因と認識したとき、できればそのコストの支出は避けたいであろう。この

とき、コストをかけないことによる安全性の問題への対応の形骸化による問題が生じかねない。

企業の個別対応性の限界は、個々の消費者についての（商品の安全性に関する）情報を十分つかめないことによることも指摘される。たとえば、「商品の安全性の問題」とはいいがたいが、自動車につかまってスケートボードを走らそうな思わぬ使い方まで自動車メーカー、スケートボードメーカーは監視、対応できない。ゲームソフトのメーカーは寝食を忘れた長時間ゲームによるマニアの突然死を阻止するのに十分な個別対応は不可能である。「長時間のゲームは、健康によくないので控えましょう」といった表示をソフトのパッケージにする程度しかできないであろう。企業が消費者の使用のすべて（非常識な使用を含め）を把握できないことは、生産者の情報能力の限界である。

以上、商品の安全性の問題の基本要因について企業とのかかわりで考えた。

経済の成長とりわけ所得の向上、生産力の発展を背景にして消費者がかつてより商品の安全性の問題に敏感になったことも指摘できる。豊かな有用物を背景にした有用性への（消費者が感じる）ありがたみの減少を指摘しておきたい。有用性の享受が当たり前になると、その享受が前提となって消費者の思考が開始されるという性向をここでは指摘したいのである。

以上この項では商品の安全性の問題を取り巻く大きな状況について消費の直接性の進展を糸口にして、その問題の発生の契機の増大を指摘し、さらに、企業行動に着目して考察した。

4. 商品の安全性の問題の多様性

この項では、前項を踏まえて、商品の安全性の問題の多様性の一端を示すことにする。安全上の‘悪い作用’についていくつかの視点から吟味する。

まず商品の安全性の問題はそれに基づく直接的被害のみにとどまらない波及性をしばしばもつことを指摘しておきたい。‘使用者にとっての負の有用性→非使用者にとっての負の有用

12) HACCP の経済分析について次の文献がある。
中嶋康博『食品安全問題の経済分析』、日本経済評論社、2004年、第9章（表題：HACCP の経済分析）。

性’は波及性の一例であるが、ここでは、商品の安全性の問題における機会損失の視点を指摘したい。たとえば、安全性の問題を持つやせ薬は、それによって体に異常をきたしたという服用者の安全性の問題の要因だけではなく、正しい対応の機会を奪う面を持つことになりかねない、という視点である。そのやせ薬でやせたとしても太っていたという症状が別の早急な治療の必要な病気によるものかもしれない。また、その薬の服用でやせる過程で新たな病気を得ているかもしれない。この場合、問題は、二重の安全性の問題（服用による直接的問題、適切な治療の機会を奪う問題）としてとらえられる。

商品の安全性の問題は必ずしも商品自体のみ固着しているわけではないので、商品自体のみから説明されえない。食べれば危険な食品は、そのことを認識して食べなければ人身に危害は生じない。（危険性を認識するのは、すぐ後に述べる使用者能力のなかの情報能力に関連する。）既述のように、商品は、危険の担体ではありうるものの、それによる被害の必要条件ではあっても十分条件ではない。

商品は、使用者によって使用されるという意味で、使用者との結合概念である。商品の安全性の問題において安全性に関する商品能力、使用者能力（商品情報の収集や活用能力である情報能力を含む）の考察が重要である。使用はそれぞれの使用状況の下でなされるので、使用状況の考察も看過できない。商品の安全性において商品能力と使用能力は補完関係にあるように、これら3者を全体的にかつ相互関連的に見る¹³⁾ことが適切である。

商品体において、発生する危険を逃がたり、有用性毀損時に安全な方向に倒れたりするという設計の思想は商品能力上のものである。

使用者能力について考える。現代の商品では、消費者ニーズへの十分な個別対応性の限界を背景にした不特定多数のための見込み生産が支配

的である。1つの種類の商品と不特定多数の消費者の対応は構造的なことである。一般には使用者によって使用者能力は異なる。同じ家でも若い人にとっては安全性の問題はなくとも足腰の衰えなど使用者能力の衰えた高齢者にとっては小さな段差の存在が負の有用性につながりかねない。段差に一度つまずいたことが寝たきりなど深刻な後遺症に発展する可能性もある。また、高齢者というカテゴリーにおいても使用者能力における個人差がある。子供にとっての商品の安全性の問題は、大人にとってのそれとは、内容的に異なる。大人にとって通常安全なものであっても、子供にとってはそうではないものはタバコ、酒など数多い。東京六本木の回転ドアによる事故もこの視点でとらえることができる。使用者能力の相違の顕著な例として、サリドマイドのように、ある人にとっては毒でも、他の人にとっては薬ということもありうることを指摘できる。かつて深刻な薬害を起こしたため発売中止となったサリドマイドをがん治療で使うための臨床試験が2005年に始まることになっている。

使用状況に着目する。商品は、通常の使用状況を想定して設計され、そして生産されている。塩素系、酸性系なる2つの種類の洗浄剤を密閉された風呂場で風呂場洗いのために混合して使用した主婦が、化学反応によって発生した塩素ガスを吸って、死亡した事故¹⁴⁾がかつてあった。ここでは2つの洗浄剤と（密閉された）風呂場という3つの商品が発生条件となっている。塩素系洗浄剤にとって他の2つの要素は使用状況を構成するとみることができる。この事故は、個々のものはそれなりに安全であってもそれらが同時使用されると問題化するという一種の‘合成の誤謬’としてとらえられる。事故後、洗浄剤の容器には「混ぜるな、危険」と明記されるようになった。

13) この視点からのものとして次がある。田中健次「社会に安心を生み出す安全技術とは」『品質』Vol.34, No.4, 2004年, 54-57ページ。

14) 洗剤混合事故については次の文献がある。三品広美、岡部昭二「くらしの危険に関する一考察——洗剤混合事故の事例——」『商品研究』第42巻第1・2号, 1992年。

一種の使用状況の問題として非使用時の問題もある。地震時における棚に置かれた物の落下やたんすの倒れによる住人の負傷は通常以外の、しかし、起こりうる状況への配慮の必要性の問題としてとらえられる。

次に、危害などの商品の安全性の問題の発生機序に着目する。商品の安全性の問題の発生機序や内容¹⁵⁾は、千差万別であるとして過言ではない。以下では機序に着目する。

まず商品の安全性の問題には受動的な問題と能動的な問題があることを指摘したい。前者は、通常の生活でいやおうなしに（受動的に）被るもの、後者は能動的に商品に働きかけるときに初めて起きるものである。工場から周辺住民への化学物質の暴露では前者のケースが多い。

次に、具現したときの危害原因に着目して、商品の欠陥に基づく安全性の問題かどうかの視点がある。想定される通常の使用の下に、危害が、通常備えているべき商品の欠陥によるとき、供給者の製造物責任の問題になることもある。また、使用者の誤使用による危害において、誤使用には生産者など供給側が予見可能なもの、そうではないものもある¹⁶⁾。非常識な使用は、後者に含まれることが多かろう。また、商品の欠陥、それによる具体的問題の発生に関してそれが企業の不祥事としてとらえられる場合と必ずしもそうでない場合とがある。

危害の発生要因が、並列か直列かの視点（or か and の視点）も1つの視点である。いくつかの危害要因のうちのどれか1つが存在すると、危害となるケースもあれば、いくつかすべて存在して初めて危害化するケースがある。2つの種類の洗浄剤の同時使用があって初めて事故化した前出の洗剤事故の例は直列の例である。

1つの製品においても同様の考え方は成り立ち、たとえば電気製品において大量の電流が流れたとき、製品の安全性を守るためその電流を系外に出すバリスタなる電子部品を挙げることができる。ここでは電気製品における危害発生に対し大量の電流とバリスタの故障が直列的關係となっている。直列の場合の問題点として、人間が危害要因に関与するとき、互いに他の要因が機能するであろうという要因間のもたれあいの可能性が挙げられる¹⁷⁾。

また、危害の可視化が、急性か、亜急性か、慢性か、の視点もある。化学物質においてはアスベストのように現われるにしても暴露後かなりの後年になって危害が現われるものもあるし、砒素被害のように即座に明白な危害として現われる例もある。要因と危害の間の因果関係が科学的に説明しにくいケースもあるし、反対に、説明が容易なケースもある。

飛行機に乗ったからといって必ず事故にあうわけではないように、危害の発生は一般には確率的であることに注意したい。危害の発生の確率性は、飛行機に乗ることをリスク¹⁸⁾としてとらえるように、安全性の問題をリスクとしてとらえることにつながる。化学製品の毒性とリスクは互いに異なる概念であることは、化学製品の安全性の判断とも関連する。食品添加物におけるADI（1日許容摂取量）の考え方にその判断の考え方の例があり、そこでは、食品添加物の有用性を保存しながら、「一様に消費者に安全」（どの消費者にも安全）に近づける思想がある。生命の維持に必要な塩も一時に摂りすぎれば摂取者は死に至ることもあるように完全に安全なものはない。商品の安全性を考えると、危害レベルと発生確率の組み合わせをみる

15) 機序や内容の多様性については次の文献が具体的である。浦野紘平「身の周りの化学物質のリスクを知ろう」『化学と教育』第52巻第5号、2004年。

16) 誤使用については次の文献が詳しい。独立行政法人製品技術評価機構生活・福祉技術センター『消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック』、同機構、2005年。

17) 次の文献に、このことに関する実験結果が掲載されている。田中、上掲論文、53ページ。

18) リスク概念については次の文献がある。中西準子「科学技術とリスク評価」『化学と教育』第52巻第5号、2004年；宮本純之『反論！ 化学物質は本当に怖いものか』、化学同人、2003年、3章（表題：ゼロリスクというつくられた神話）。

ことが重要である。リスクという考え方は、潜在的に許容基準の決定における決定者の裁量性につながることに注意しておこう。

ここで JIS（日本工業規格）における安全などの概念の定義を示す。JIS 規格 Z8051では安全を「受容できないリスクがないこと」、リスクを「危害の発生確率及びその危害の程度の組合せ」、危害を「人の受ける身体的障害若しくは健康障害、又は財産若しくは環境の受ける害」とそれぞれ定義している。安全は絶対的なものという考えを JIS は採用していないこと、受容という概念は人間の判断、裁量を伴うことを注意しておこう。なお、Z8051は、ISO/IEC Guide51（1999年発行）を翻訳したものである。

以上、商品の安全性の問題の多様性の一端を羅列的に述べた。

5. 商品の安全性の問題への対応

この項では商品の安全性の問題に対する対応におけるいくつかの視点について述べる。

商品の安全性の問題への対応には問題の未然防止、深刻化防止、問題発生後の対処の問題（対使用者、対社会）などの局面がある。発生した危害を深刻なレベルにはしないという深刻化防止は、燃焼が広がらないようにする難燃性の繊維製品、人体への衝突の衝撃を緩和する自動車のエアバッグなどに例が見られる。このように未然防止、深刻化防止は商品能力に依存する面が強い。事後対処の問題に属する欠陥商品による製造物責任の法制度には、結果として、（賠償責任が企業に安全な商品の生産を誘導するという）法に立脚する経済的手法の面の存在が指摘される。

ここで未然防止が必ずしも最も望まれることではないことを指摘したい。安全性の問題の気付きのために問題が深刻なレベルでなければ具現したほうがよいことがある。深刻なレベルでない問題の発生によって深刻なレベルの問題の発生を防ぐのである。このためには未然防止でできなかったことを適切な対応の必要性和ヒント

を教える予兆としてとらえることが必要である。再発防止も深刻化防止も、本質的には、一種の（再発の、深刻化の）未然防止である。初発防止でなかったことの本質を関係者が十分学習することによる再発の未然防止への努力が他の問題の未然防止に貢献することもある。この学習のためには発生した危害など商品の安全性の情報の開示とその開示を促進する仕組みの存在が重要である。

次に、消費者の情報能力について考える。1962年にアメリカのケネディ大統領が提唱した消費者の4つの権利の1つに安全を求める権利がある。その4つの権利によって情報の重要性を次のように確認することができる。安全には、安全な商品はどれかを知るための情報が必要である。その情報の獲得は、知らされる権利によって担保される。また、その情報は、商品の選択の権利による安全な商品の選択によって初めて実効性を持つ。生産者と消費者の間の商品の安全性についての情報の非対称性が構造的に成立するので、この4つの権利という考え方はなおさら重みを持つ。2005年8月中旬に発生した宮城地震での屋内プールの天井パネルの落下をプールの利用者だれもが予測しなかったことであろう。

知らされる権利は学習の権利の一種である。商品経済社会における消費者による商品の安全性に関する学習は情報能力の向上の有力な手段である。近年活発になりつつあるリスクコミュニケーションの実態やその活用方法を学ぶことも一種の学習である。学習により商品の安全性を知り、心の安心につながることも多かろう。

商品の安全性の問題は、個人の問題であるとともに社会の問題でもある。多くの場合、問題の影響が個人のみならず社会に及ぶとともに個人では到底対応できないことが社会問題たるゆえんである。法律、行政（国民生活センター、消費者センター、製品評価技術基盤機構などの公的機関を含む）、NPO などによる問題への対応が重要である。本稿の趣旨との関連では、国民生活センターのPIOーネットは、「商品の

安全性の問題に関する事実把握→消費者への情報発信→消費者の適切な対応」を指向している。情報発信が企業にもなされる場合も、安全な商品生産へのヒントを与えることによる安全な商品の生産を通して、その情報発信は、消費者に寄与することを指向しているといえよう。問題の存在を知る発端は特定の消費者からであっても情報発信の相手はその特定の消費者のみではない。このような制度を活用する能力も消費者の情報能力を構成する。被害を受けたときの消費者の対応においても、損害賠償請求制度などの仕組みを把握しているといった消費者の情報能力が適切な対応に大きく寄与する。

次に、商品の安全性の問題におけるコンフリクト性に着目して対応の問題を考える。

安全性の問題の難しさの一因であるコンフリクト性については、‘安全性の問題→克服→別の安全性の問題→……’なる連鎖的理解に内在している。かなり過去の例であるが、月桂冠(旧・大倉酒造)のサルチル酸なる防腐剤¹⁹⁾の問題が挙げられる。そこでは、‘清酒の腐敗の問題→サルチル酸による解決→別の安全性の問題’を指摘できる。昨今の一部の薬のコンビニ販売²⁰⁾の問題においては、「疾患→その薬による応急措置による克服→誤使用の問題」という構造が指摘される。

生産者側においては安全性と利潤追求のためのコスト削減とのコンフリクトが挙げられる。このことについては§2の3.で述べた。

消費者における基本的なコンフリクトとして、安全性の享受と有用性の享受とのコンフリクトが挙げられる。安全性、有用性いずれにおいても短期視点のもの、長期視点のものの間のコンフリクトもあろう。また、「安物買いの安全失い」といった金銭出費とのそれがある。簡便性を重視するあまり安全性を軽視した使用の仕方

もあろう。このことは安全性への十分な配慮を伴わない自分本位の欲求の充足を図るような人間としての弱さ²¹⁾を背景とすることが多い。人間のワーキングメモリの容量の限界は視野の狭さにつながる。また、情報の非対称性に基づく消費者による意図しない誤使用もある。

消費者の間の立場や価値観の相違に基づく安全性の問題の重要性の判断の相違による消費者間のコンフリクトもある。‘使用者にとっての有用性→社会にとっての負の有用性’なる機序における商品の安全性の問題は、立場の相違にもとづくコンフリクトを有するものとしてとらえることもできよう。ある商品において高い使用能力を持つ消費者は、安全上の個別対応をわずらわしいもの、使用上の融通性を失わせるものとして不満とともに映ずるかもしれない。これらのようなときそれぞれの消費者用の商品に分化できればよいが、それがむずかしい場合、消費者間の十分なコミュニケーションのほか、公正な調整者による適切な調整の必要性が指摘される。

ここで生活や社会の基盤としての商品の安全性という視点を導入する。この概念は、商品の「基盤安全性」²²⁾ともいえよう。基盤安全性の考え方は、個人の生活においては生活の基盤となるものの安全性を重視することにつながる。社会の基盤としての商品の安全性は、多くの人に共通して必須的に求められるものである。地球温暖化の進展による低海拔国の水没の危険はとりわけ当該国の基盤安全性に関する典型例である。水没の事態につながるような商品は基盤安全性の問題を有するというよう。

コンフリクト性が存在する問題では、重要性の判断がかかわる階層的の把握が肝要である。手術時の開腹を例にして考えると、手術をしないことの安全性の問題と手術をするときの開腹の

19) 岩下正弘編『市場・商品開発・企業競争——製品革新と市場変容に対する現代的視点——』、同文館出版、1994年、203-208ページ(石川健次郎氏執筆分)。

20) 『日本経済新聞』2003年7月7日付け。

21) 人間としての弱さについては次の文献を参考にした。正田彬『消費者の権利』、岩波書店、1972年、25-26ページ。

22) 次の文献をヒントにした。宇沢弘文『自動車の社会的費用』、岩波書店、1974年、119-130ページ。

安全性の問題を考慮した結果の手術という意味決定では、前者をより重視したのである。その決定は、手術をしないことによる体という基盤の安全性の重視に立脚している。また、一般論として、階層的把握においては、「安全性の不足よりも過度の安全性を」という考え方が大切である。

本項では、商品の安全性の問題の多様性を認識した上で、問題への対応における重要ないくつかの視点を指摘した。

おわりに

本稿は、多岐に渡る態様を示す商品の安全性の問題について筆者なりの鳥瞰・整理をしたものである。

本稿では、商品に限らない安全性一般についての考察をした後、商品の安全性の問題に焦点を合わせた。まず、商品の安全性という表現について考察した。商品の安全性の問題を商品の負の有用性の概念のなかに位置付けた。商品の安全性の問題は使用者以外に発現する問題にも延長される。商品の安全性の問題の基本的要因として、消費者における直接性、企業行動に着目した。問題の多様性の要因として、問題とかわる主体としての使用者と商品のかかわりについて吟味した。1つの商品であっても考えられる使用者の多様性を指摘するために、それをもたらし使用者能力の問題、とりわけ使用者の情報能力の問題に着眼した。また、問題の発現の機序、内容の多様性にも着眼した。問題をリスクとして把握することの重要性に言及した。さらに、問題への対応について考察する中で、問題におけるコンフリクト性などに着眼するとともに、階層的把握の考え方の重要性を指摘する文脈の中で、商品の基盤安全性なる概念を示した。

商品の安全性の問題の解決のためには、一般には、多方面からの接近を要するので、この問題に対するシステムの理解が不可欠である。商品能力による解決もあるが、消費者の学習による消費者能力の向上もその1つの有力な方法で

ある。消費者の学習にとり問題の個々の知見（消費者の安全性確保のための商品選択・使用スキルなど）もむろん大事なことであるが、問題の仕組みを全体として把握するという姿勢を持つことも大事なことと考える。消費者において、現代の複雑かつ高度な商品状況では個々の商品の知見の学習には限界があるからである。

多方面の手法に共通する重要な視点として、本稿では触れなかったが、商品の安全性の問題の解決には、生産者、消費者などの倫理の視点²³⁾が挙げられる。「少し高くとも安全なものを買う→そのメーカーへの支援となる→安全な商品を育てる社会的土壌を整える」なる消費者の意識構造は商品を見る視点を広げるにつながる。ここでは安全性の持つ社会的意義を重視するという消費者の倫理が関連する。

商品の安全性の確保のための責務を商品、消費者、公共機関などに適切に配分するという思想が本稿の底流に存在する（商品への配分はむろん企業への配分である）。ただし、適切性の判断において消費者の情報弱者性を軽視してはならない。また、消費者の生活の安全性は、商品の安全性によってのみ得られるものではない。後者が前者の必要条件ではあっても決して十分条件ではない。後者を前者とのかかわりにおいてとらえるという視点の重要性が指摘される。

商品の安全性の問題についての理解を試みた本稿は、その問題に対する表面的な指摘にとどまっている。また、指摘すべきであるにもかかわらず指摘されていないことも少なからずあろう。BSE問題に端を発するアメリカからの牛肉の輸入問題に見られるような政治的問題とのかかわりなどへの言及はその一例である。また、論旨の展開も「直接性→商品の安全性の問題」のところなど荒いものがある。理解の深化は、多くの具体的問題の緻密な考察と相互依存関係にあるが、本稿には、この緻密な考察の蓄積を経ていないという限界がある。しかし、筆者に

23) 商品と倫理のかかわりについては次の拙稿がある。守屋晴雄「『商品と倫理』についての一覧書」『龍谷大学経営学論集』第41巻第2号、2001年。

とって本稿の作成が商品の安全性の問題の研究の第一歩として必要であったのである。

から毎週京都まで出講された先生のお骨折りに対し、心よりご慰労申し上げます。先生のますますのご多幸をお祈り申し上げます。

(付記) 2004年度をもって退職された井上良二先生には多大のお世話になりました。首都圏という遠方

(受理 2005年9月26日)